事　務　連　絡
令和８年７月 14 日

都道府県
各　指定都市　介護保険主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省老健局　老人保健課

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.18）（令和８年７月 14 日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.18）（令和８年７月 14 日）」を送付いたしますので、貴部局におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

【訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション】

○　事業所の医師が診療せず、「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療した場合の減算（診療未実施減算）

問１　別の医療機関の医師から計画的な医学的管理を受けている利用者に対し、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師が、自らは診療を行わず、当該別の医療機関の医師から情報提供を受けてリハビリテーションを計画、指示してリハビリテーションを実施した場合、当該別の医療機関の医師が適切な研修の修了等をしていれば、基本報酬から 50 単位を減じた上で訪問リハビリテーション料等を算定できることとされている。この「適切な研修の修了等」に、日本医師会の「日医かかりつけ医機能研修制度」の応用研修の単位を取得した場合は含まれるか。

（答）

含まれる。なお、別の医療機関の医師が応用研修のすべての単位を取得している必要はなく、日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修会プログラムのうち、該当プログラム（※）を含んだ上で、指定訪問リハビリテーション事業所等の医師に情報提供を行う日が属する月から前 36 月の間に合計６単位以上を取得していること、または、令和９年３月 31 日までに取得する予定であることが必要。

（※）応用研修における該当プログラム

令和８年度（応用研修の詳細は、日医かかりつけ医機能研修制度を確認すること）

・在宅を支えるリハビリテーション

日医かかりつけ医機能研修制度（日本医師会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞへ）

令和７年度

・かかりつけ医とリハビリテーションの連携

令和６年度

・リハビリテーションにおける医療と介護の連携

令和５年度

・介護保険制度における医療提供と生活期リハビリテーション

・口腔・栄養・リハビリテーションの多職種協働による一体的取組

（参考）日医かかりつけ医機能研修制度の応用研修会プログラムは、各年度全６単位が基本的に１日の研修で実施されている。

なお、令和６年度介護報酬改定において、適用猶予措置期間中であっても、当該事業所の従業者は、計画的な医学的管理を行っている医師の適切な研修の修了等の有無を確認し、訪問リハビリテーション計画書に記載することが義務づけられている。ついては、別の医療機関の医師は、当該利用者に関する情報提供をする際には、「適切な研修の修了等」の有無についても、訪問リハビリテーション事業所の求めに応じて伝達する必要がある。

また診療未実施減算の適用猶予措置期間は、令和９年３月 31 日までであることに留意すること。

（参考）「令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.15）（令和７年７月９日）」問１を一部修正した。

【介護老人保健施設】

○　初期加算について

問２　初期加算（Ⅰ）について、「急性期医療を担う医療機関の一般病棟とは、具体的には、急性期一般入院基本料、７対１入院基本料若しくは 10 対１入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、地域包括医療病棟入院基本料、一類感染症患者入院医療管理料又は特殊疾患入院医療管理料を算定する病棟であること。」とあるが、「急性期医療を担う医療機関の一般病棟」には、令和８年度診療報酬改定で新設された、急性期病院一般入院基本料を算定する病棟は含まれるのか。

（答）

含まれる。